

News Release

2013年2月22日

2013年4月より「初回保険料後払制度」を開始します

～『申込書』と『告知』のみ(キャッシュレス)で保障を開始!～

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(社長:佐々木 静)は、IT技術の進歩等に対応し、お客さまの利便性の向上や更なる業務品質の向上を目的に「募集プロセス改革」と題し、生命保険のお申し込み手続き等の効率化や簡素化を検討してまいりましたが、今般、その第一弾として、2013年4月1日以降にお申し込みのご契約に対し、キャッシュレスで保障を開始する「初回保険料後払制度」の取り扱いを開始します。

これまでの当社における生命保険のお申し込み手続きでは、申込書のご提出と健康状態に関する告知や診査を受けていただくとともに、現金をご準備いただき初回保険料としてお払い込みいただく必要がありましたが、さまざまな一般商取引においてキャッシュレス化が進んでいることから、当社でも同様の取り扱いに関するご要望を多くいただいております。

そこで今般、普通保険約款を改定し、保障開始の要件から「初回保険料の受領」をなくすことで、お申し込みと告知を当社が受領した時点で保障を開始し、契約成立後に口座振替等で初回保険料をお払い込みいただく「初回保険料後払制度」を実現しました(一時払契約、団体保険を除く)。本制度導入によりキャッシュレスでのお申し込み手続きが可能となり、お客さまの声にお応えする高い利便性のご提供を実現するとともに、副次的には、当社代理店での現金管理や領収証発行事務等が削減できるなど、業務の効率化にもつながります。

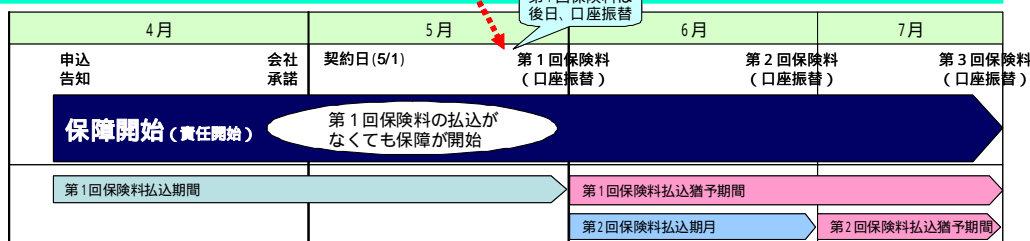
当社では、今後も引き続き「募集プロセス改革」を推進し、さらなるお客さま満足度の向上の実現に取り組んでまいります。

本制度によるお手続きの流れ(例)

従来の取扱 (口座振替・月払)



「初回保険料後払制度」導入後 (口座振替・月払)



- ・お申し込みの受付(申込書の受領)と健康状態の告知の受領のいずれか遅い時から保障を開始します。()
 - ・ご契約の手続きに際して現金のご準備等が不要になります。
 - ・第1回保険料は、ご指定の保険料振替口座等から後日お振り替えいたします。
- お申し込みいただいたご契約を、お引き受けできない場合もあります。

本件に関するお問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

企画部

広報グループ

森井・富吉

TEL 03-3273-8760